

岩手県告示第742号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成21年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
加藤 多久良	一関市大東町摺沢字但馬崎70番地7	平成21年9月10日
東住地株式会社	一関市三関字神田158番地1	〃